

5分で読める!?

要介護認定調査ニュース



金沢区幸せお届け大使

ぼたんちゃん

Vol.6

暑い夏が過ぎ、そろそろ秋の足音も聞こえてきました。
秋といえば食欲の秋。今回のテーマは、「食事」に関連する項目です。

2-3 えん下について

定義：「えん下」とは、食物を経口より摂取する際の「えん下」の能力である。

POINT!

「食物」となっていますので、水や薬は評価しません。

また、2-3「えん下」の評価軸は「能力」ですから、むせるかどうかではなく、飲み込みが「できる」か「できない」かで評価します。

一方、2-4「食事摂取」は評価軸が「介助の方法」ですので、どのような介助をされているかで評価します。

この、2-3、2-4の評価軸を混同されている方が多いのでご注意ください。

2-4 食事摂取について

定義：「食事摂取」の介助が行われているかどうかを評価する項目である。
通常の経口摂取の場合は、配膳後の食器から口に入れるまでの行為のことである。また、食事摂取の介助には、経管栄養の際の注行為や中心静脈栄養も含まれる。

POINT!

「配膳後の食器から」となっていますので、きざみ食の準備等、調理については評価しません。

さて、経管栄養や中心静脈栄養の介助についてはテキストに明記されていますが、栄養目的の点滴が行われている場合については、どのように選択しますか？

答えは、「全介助」です。(横浜市健康福祉局 確認済。念のため、横浜市以外の調査を行う場合には、各保険者に確認してください。)

お手元のテキストにメモしておいてください。

5-6 簡単な調理について

定義：「簡単な調理」とは、①「炊飯」、②「弁当、惣菜、レトルト食品、冷凍食品の加熱」、③「即席めんの調理」をいう。

POINT!

ひとくちに「簡単な調理」といっても、いろいろありますね。しかし、要介護認定調査における「簡単な調理」は、定義にある3項目、これだけです!

調査時は、この点に留意して聞き取りの仕方を工夫してみてください。

また、経管栄養の流動食のあたためなどを行っている場合は「レトルト食品の加熱」に該当するとして評価する必要があります。

「5分で読める要介護認定調査ニュース」のバックナンバー
を金沢区ホームページでご覧いただけます!
金沢区役所HP [くらしの情報](#)⇒介護保険

平成29年10月12日

発行元：横浜市金沢区高齢・障害支援課
介護保険担当 電話 788-7868